

Ⅱ一② 専任教員に係る基準の見直し

1 専任教員の数・資格

- 学生総定員の区分に応じて有すべき専任教員の数に係る基準は変更しない。
- 領域「介護」の時間数の拡充に対応できるように、専任教員であって領域「介護」の科目を教授するものの資格に係る基準を設定する。

専任教員の数に係る基準（変更なし）

右表に定める数以上の専任教員を有すること。

学生総定員の区分	専任教員数
80人まで	3
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$
201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$

専任教員の資格に係る基準（見直し案）

- 専任教員は、次のいずれかに掲げる者であること。ただし、介護の領域を教授する専任教員は、次のいずれかに掲げる者であって、かつ、専任教員として必要な知識及び技能を修得するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者であること。
 - イ 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者
 - ロ 大学院、大学、短期大学又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者
 - ハ 専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関し三年以上の経験を有する者

2 専任教員の役割と資格

専任教員の役割として、「人間と社会」、「介護」及び「こころとからだのしくみ」の3つの領域ごとに一貫性・統一性を持った科目の編成、運営等を行うことについて責任を持つ役割を位置付け、そのような役割を担う者の資格に係る基準を、上乘せで設定する。

領域「人間と社会」の科目編成等を行う専任教員の資格に係る基準

専任教員のうち一人は、次のいずれかの条件を満たす者として、領域「人間と社会」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者であること。

- 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者であるもの
- 大学院、大学、短期大学又は高等専門学校において、法令の規定に従い、当該教育内容を担当する教授、准教授、助教又は講師として選考された者
- 専修学校の専門課程の教員として、当該教育内容を3年以上担当した経験のある者

〔経過措置〕

平成21年4月1日から3年間は、現に専任教員であって、医師又は社会福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者を領域「人間と社会」の科目の編成等を行うことについて責任を有する者としても差し支えない。

領域「介護」の科目編成等を行う専任教員の資格に係る基準

専任教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「介護」における一貫性・統一性を持った科目の編成等を行うことについて責任を有する者であること。

- 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者
- 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者

領域「こころとからだのしくみ」の科目編成等を行う専任教員の資格に係る基準

専任教員のうち一人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「こころとからだのしくみ」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者であること。

- 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者
- 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者

[経過措置]

平成21年4月1日から3年間は、現に教員であって、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上実務経験を有する者については、適切に科目編成等を行うために必要な体制の確保が適切に講じられている場合には、領域「こころとからだのしくみ」の科目の編成等を行うことについて責任を有する者としても差し支えない。

領域ごとの科目編成等を行う専任教員の資格に係るその他の基準

1人の専任教員が、それぞれの基準を満たす場合には、複数の領域について科目編成等を行うこととしても差し支えないものであること。

[参考] 現行の専任教員の資格に係る基準

- 専任教員であって社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習又は介護実習指導を教授するものは、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者であること。
[省令]
- 専任教員のうち2人は、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者とし、これらの者のうち1人は、介護実習指導を教授できる者であること。[省令]
- 専任教員のうち2人以上は、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を有し、当該資格取得後5年以上実務に従事した者とし、これらのうち1人は、介護福祉士の資格を有する者とし(後略)。[通知]
- 専任教員は、専門分野の担当教員でなければならないこと。[通知]
- 2年以上の課程の介護福祉士養成施設等については、専任教員のうち少なくとも1人は、社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論又は社会福祉援助技術を教授できる者であること。
[通知]

[省令] 社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)

[通知] 「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知)

3 教務に関する主任者

教務に関する主任者について、一定の経過措置を設けた上で、新たに介護福祉士養成施設等における専任教員として3年以上の教歴を有すること、介護教員講習会を修了すること等の基準を設ける。

見直し案

- 専任教員のうち1人は、領域「人間と社会」、領域「介護」及び領域「こころとからだのしくみ」の全般にわたる教育課程の運営等を行う教務に関する主任者であること。
- 教務に関する主任者は、介護福祉士養成施設等における専任教員として3年以上の教歴を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が定める者であること。

[経過措置]

平成21年4月1日から3年間は、現に養成施設において従事する教務に関する主任者を、領域全般にわたる教育課程の運営等を行う教務に関する主任者としても差し支えないものであること。

現行

- 専任教員のうち1人は、教務に関する主任者であること。〔省令〕
- 専任教員のうち2人以上は、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を有し、当該資格取得後5年以上実務に従事した者とし、(中略)また、これらの者のうち1人は、大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程において、おおむね3年以上の教歴を有すること。〔通知〕

〔省令〕社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)

〔通知〕「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知)

Ⅱ一③ 専任教員以外の教員に係る基準

専任教員により、領域ごとに一貫性・統一性を持った科目の編成、運営等が行われることから、専任教員以外の教員については、介護実践と教育との連携を推進する観点から介護現場の職員が教員として活躍できるように、基準を弾力化する。

専任教員以外の教員の資格に係る基準

教授する内容について相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者であること。

[参考] 現行の教員の資格に係る基準

教育内容		教員の資格に係る基準
分野	人間とその生活の理解	担当する科目について相当の学識経験を有する者であること
専門科目	社会福祉概論	大学院、大学、短期大学及び高等専門学校において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者
	老人福祉論	専修学校の専門課程の教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
	障害者福祉論	社会福祉主事養成機関、保育士養成所、看護師養成所、歯科衛生士養成所、栄養士養成所又は管理栄養士養成所の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者
	社会福祉援助技術	大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士若しくは博士の学位を有する者又は当該科目に関する論文を提出し博士の学位を取得した者
	社会福祉援助技術演習	大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士若しくは博士の学位を有する者又は当該科目に関する論文を提出し博士の学位を取得した者
	老人・障害者の心理	・国の行政機関又は地方公共団体において管理職以上の経験があつて、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験のある者(老人福祉論、障害者福祉論に限る。) ・社会福祉士で5年以上実務に従事した者(社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習に限る。)
	家政学概論	・国の行政機関又は地方公共団体において管理職以上の経験があつて、当該科目に関する業務に3年以上従事した経験のある者(老人福祉論、障害者福祉論に限る。) ・社会福祉士で5年以上実務に従事した者(社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習に限る。)
	家政学実習	※家政学概論については、栄養・調理、被服及び住居のすべての分野を教授できるよう、複数の教員を配置する等の配慮を行うこと。なお、住居の分野を担当する教員については、1級建築士でも可とする。
	リハビリテーション論	原則、理学療法士、作業療法士又は整形外科医としての実務経験を有する者
	レクリエーション活動援助法	日本レクリエーション協会のレクリエーション・コーディネーター又は福祉レクリエーション・ワーカーの資格を有し、かつレクリエーション指導の実務経験を有する者
	医学一般	原則、内科医師
	精神保健	原則、精神科医師
	介護概論	高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師として、原則とし、5年以上実務に従事した者 ※形態別介護技術のうち、点字、手話を担当する教員については、点字通訳者、手話通訳者等としての活動歴を有する者であること。
	介護技術	
形態別介護技術		
介護実習		
介護実習指導	社会福祉援助技術及び社会福祉援助技術演習を教授する者(介護実習、介護実習指導に限る。)	

Ⅱ一④ 介護教員講習会の見直し

1 目的・受講対象者

専任教員であって領域ごとの科目編成等を行うもの、専任教員であって領域「介護」の科目を教授するもの及び専任教員であって教務に関する主任者になるものは、原則として介護教員講習会の修了を必須とすることに併せた見直しを行う。

見直し案	現 行
<p>【目的】 ○ <u>介護福祉士の養成に携わる者に対して必要な知識及び技術を修得させ、もって介護教育の内容の充実及び向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>【受講対象者】 ○ <u>本講習会修了後に、介護福祉士養成施設等において、専任教員であって領域ごとの科目の編成等を行うもの、専任教員であって領域「介護」の科目を教授するもの又は専任教員であって教務に関する主任者となることを予定している者</u></p>	<p>【趣旨】 ○ 介護教育の内容の充実及び向上並びに介護教員の資質の向上を図り、もって質の高い介護福祉士を養成確保する観点から、介護福祉士養成施設において、社会福祉援助技術、社会福祉援助技術演習、介護概論、介護技術、形態別介護技術、介護実習又は「介護実習指導を教授する専任教員（以下「受講対象専任教員という。）は、基準告示に定める基準を満たす講習会の課程を修了した者でなければならないこととしたこと。〔通知〕</p>

【通知】「介護教員講習会の実施について」（平成13年8月16日社援発第1430号、厚生労働省社会・援護局長通知）

2 内容・実施主体

基礎分野、専門基礎分野及び専門分野の関連を明確にし、一貫性を持った運営を行うため、講習会の実施主体は、すべての分野のすべての教育を実施しなければならないこととする。

見直し案	現 行
<p>【内容】</p> <p>○ 基準告示の別表に定めるもの以上であること。</p> <p><u>基準告示</u></p> <p>基礎分野: 7科目のうち2科目以上で各30時間 計60時間以上</p> <p>専門基礎分野: 4科目計90時間以上</p> <p>専門分野: 7科目150時間以上</p>	<p>【内容】</p> <p>○ 基準告示の別表第1及び別表第2に定めるもの以上であること。[通知]</p> <p><u>基準告示別表第1</u></p> <p>専門分野: 7科目150時間以上</p> <p><u>基準告示別表第2</u></p> <p>基礎分野: 7科目のうち2科目以上で各30時間 計60時間以上</p> <p>専門基礎分野: 4科目計90時間以上</p>
<p>【実施主体】</p> <p>○ 講習会の実施主体は、法人であって、基準告示に定める基準に適合する講習会を行う者であること。</p> <p><u>* 講習会の実施主体は、基礎分野、専門基礎分野及び専門分野のすべての分野13科目300時間以上の教育を実施しなければならない。</u></p>	<p>【実施主体】</p> <p>○ 講習会の実施主体は、法人であって、基準告示に定める基準に適合する講習会を行う者としたこと。[通知]</p>

[参考] 基準告示別表の見直し案

〔見直し案〕

基準告示別表

分野	教育内容	科目	時間数
基礎分野	介護福祉の基盤強化	社会福祉学、生活学、人間関係論、心理学、哲学、倫理学、法学のうちいずれか2科目以上	各30 計60以上
専門基礎分野	教育の基盤	教育学、教育方法、教育心理及び教育評価の4科目	計90以上
専門分野	介護福祉学	介護福祉学	30
	介護教育方法	介護教育方法	30
	学生指導	学生指導・カウンセリング 実習指導方法	15 15
	介護教育演習	介護過程の展開方法 コミュニケーション技術	15 15
	研究	研究方法	30
合計			300以上

〔現行〕

基準告示別表第1関係

分野	教育内容	科目	時間数
専門分野	介護福祉学	介護福祉学	30
	介護教育方法	介護教育方法	30
	学生指導	学生指導・カウンセリング 実習指導方法	15 15
	介護教育演習	介護過程の展開方法 コミュニケーション技術	15 15
	研究	研究方法	30
合計			150以上

基準告示別表第2関係

分野	教育内容	科目	時間数
基礎分野	介護福祉の基盤強化	社会福祉学、生活学、人間関係論、心理学、哲学、倫理学、法学のうちいずれか2科目以上	各30計60以上
専門基礎分野	教育の基盤	教育学、教育方法、教育心理及び教育評価の4科目	計90以上
合計			150以上

3 教育内容編成主任

基礎分野、専門基礎分野及び専門分野にわたる教育内容の編成の総合調整や講習会実施後の教育内容の評価を行う者として、教育内容編成主任を新たに位置付ける。

見直し案	現 行
<p>【講師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講習会の講師は、大学、大学院若しくは短期大学の教授若しくは助教授又は介護福祉士養成施設において5年以上の教務主任歴を有する者その他これらに準ずる者とするのが望ましい。 	<p>【講師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講習会の講師は、大学、大学院若しくは短期大学の教授若しくは助教授又は介護福祉士養成施設において5年以上の教務主任歴を有する者その他これらに準ずる者とするのが望ましい。[通知]
<p>【教育内容編成主任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>介護福祉士養成施設において教務に関する主任者として5年以上の教歴を有する者その他これに準ずる者を基礎分野、専門基礎分野及び専門分野にわたる教育内容の編成の総合調整や講習会実施後の教育内容の評価を行う教育内容編成主任とするのが望ましい。</u> ○ <u>教育内容編成主任は、講師と兼務しても差し支えない。</u> 	
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護教員講習会修了証を交付した者の氏名、性別、受講開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、厚生労働大臣に提出すること。 ○ <u>受講生の出席状況を的確に把握し、出席状況が不良な者については、修了を認めないものとする。</u> ○ <u>講習会の終了後、講習会の実施状況の概要及びその評価を記した実施状況報告書を厚生労働大臣に提出すること。</u> 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護教員講習会修了証を交付した者の氏名、性別、受講開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、厚生労働大臣に送付すること。[通知]

4 科目の履修認定

講習会の実施主体は、原則として、基礎分野及び専門基礎分野に限り、既修得科目の履修認定を行うことができる。

見直し案

【科目の履修認定】

○ 講習会の実施主体は、基礎分野又は専門基礎分野に限り(現行の履修免除の仕組みの下で専門分野の履修が免除される者)にあっては、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野)、受講生からの申請に基づき、当該受講生の既習の学習内容を評価し、当該講習会における教育内容に相当すると認められる場合は、当該講習会における履修に替わるものとして認定することができる。

[参考]履修免除対象者の範囲

対 象 者	免 除 の 内 容
大学、大学院若しくは短期大学等又は当該講習会以外の講習会において、基礎分野及び専門基礎分野に係る科目の内容と同等以上の内容を有すると講習会を行う者が認める科目を修めた者	基礎分野及び専門基礎分野のうち、当該科目の履修を免除
厚生労働省が認定した「看護教員講習会」受講修了者	基礎分野及び専門基礎分野の履修を免除
全国社会福祉協議会中央福祉学院の「介護福祉士養成施設介護担当教員特別研修課程」受講修了者	専門分野のうち、「介護教育方法」の履修を免除
講習会において、専門分野に係る科目を教授する者又は教授したことがある者(介護教育方法、実習指導方法又は介護過程の展開方法のいずれか1科目を教授した者については、これら3科目全て教授したものとみなす。)	専門分野のうち、当該科目の履修を免除
平成15年4月1日以前に大学院において、介護福祉士養成施設において担当する科目に関連する分野に係る博士の学位を授与された者その他の者であって厚生労働大臣が認める者	講習会の課程の全部の履修を免除

Ⅱ—⑤ 福祉系高校の教員に係る基準

福祉系高校の教員については、**教育職員免許制度の適用を受けることから**

- 養成施設等の教員には必要とされない**高等学校の教員免許を有している者しか教員となることができない仕組みとなっていること**
- 領域「人間と社会」の必修科目、領域「介護」及び領域「こころとからだのしくみ」の科目は教科「福祉」の中の科目として取り扱われ、**教科の種類に対応する教員免許を有している者しか教員となることができない仕組みとなっていること**
- 学習指導要領によって、科目名及び当該科目における教育内容が規定されており、**具体的な科目編成について各福祉系高校の裁量が働く仕組みとはなっていないこと**等を踏まえつつ、**養成施設等と同等の水準が担保されるように基準を設定する。**

① 専任教員の数に係る基準

福祉系高校の基準案

- 下表に定める数以上の**教員**を有すること。

学生総定員の区分	教員数
80人まで	3
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$
201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$

養成施設等の基準案

- 下表に定める数以上の**専任教員**を有すること。

学生総定員の区分	専任教員数
80人まで	3
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$
201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$

② 領域「人間と社会」の必修科目の教員の資格に係る基準

福祉系高校の基準案

○教科「福祉」の免許を有する者であること

【選択科目の教員の基準】

○ 科目を教授するために必要な教員免許を有する者

養成施設等の基準案 (p17~19参照)

【科目編成等を行う専任教員の基準】

次のいずれかの条件を満たす者であること。

- 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後5年以上実務経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者
- 大学院、大学、短期大学又は高等専門学校において、法令の規定に従い、当該教育内容を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者
- 専修学校の専門課程の教員として、当該教育内容を3年以上担当した経験のある者

③ 領域「介護」の教員の資格に係る基準

福祉系高校の基準案

- 領域「介護」を教授する教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者であること。
- ・ 教科「福祉」の免許を有する者
 - ・ 介護福祉士の資格を取得した者
 - ・ 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者又は文部科学大臣が別に定める基準を満たす研修の修了者その他その者に準ずる者として文部科学大臣が別に定めるもの

[経過措置]

現に教育している教員については、上記条件のうち、介護福祉士の資格取得に代わり、平成20年4月1日から3年の間に文部科学大臣が別に定める基準を満たす講習会を修了した者その他その者に準ずる者を、領域「介護」の教員としても差し支えない。

養成施設等の基準案 (p17~19参照)

- 【科目編成等を行う専任教員の基準】
次のいずれの条件も満たす者であること。
- 介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者
 - 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者

【専任教員であって領域「介護」を教授するものの基準】

専任教員の条件を満たす者であって、かつ厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者であること

④ 領域「こころとからだのしくみ」の教員の資格に係る基準

福祉系高校の基準案

養成施設等の基準案 (p17、19参照)

○ 領域「こころとからだのしくみ」を教授する教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者であること。

- ・ 教科「福祉」の免許を有する者
- ・ 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した者
- ・ 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者又は文部科学大臣が別に定める基準を満たす研修の修了者その他その者に準ずる者として文部科学大臣が別に定めるもの

[経過措置]

現に教育している教員については、上記条件のうち、医師、保健師、助産師又は看護師の資格取得に代わり、平成20年4月1日から3年の間に文部科学大臣が別に定める基準を満たす講習会を修了した者その他その者に準ずる者を、領域「こころとからだのしくみ」の教員としても差し支えない。

【科目編成等を行う専任教員の基準】

次のいずれの条件も満たす者であること。

- 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上実務経験を有する者
- 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者

⑤ 教務に関する主任者の資格に係る基準

福祉系高校の基準案

- 教員のうち1人は、領域「人間と社会」、領域「介護」及び領域「こころとからだのしくみ」の全般にわたる教育課程の運営等を行う教務に関する主任者であること。
- 教務に関する主任者は、介護福祉士の養成を行う福祉系高校等における教員又は介護福祉士養成施設における専任教員として3年以上の教歴を有する者であること。

[経過措置]

平成21年4月1日から3年間は、介護福祉士の養成を行う福祉系高校等の主幹教諭、指導教諭、学科主任を教務に関する主任者としても差し支えない。

養成施設等の基準案 (p17、21参照)

- 専任教員のうち1人は、領域「人間と社会」、領域「介護」及び領域「こころとからだのしくみ」の全般にわたる教育課程の運営等を行う教務に関する主任者であること。
- 教務に関する主任者は、介護福祉士養成施設等における専任教員として3年以上の教歴を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会（介護教員講習会）において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程の修了者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が定める者であること。

【参考】 高等学校の教科「福祉」の教員免許について

- 高等学校の教科「福祉」は、平成11年3月に改訂された高等学校学習指導要領において新設された教科であり、平成15年度から各学校において取り入れられている。
- これに対応する教員免許についても平成12年の教育免許法の改正により新設されている。

【教員免許の取得方法】

(1) 現職教員等講習会(平成12年度～平成14年度)

現職の高校教員で「公民」、「看護」又は「家庭」の高校教員免許を有し、平成15年度以降教科「福祉」を担当することが予定されている者で、文部科学省実施の3週間の講習の修了による取得方法。

(2) 教員資格認定試験(平成12年度～平成14年度)

文部科学省実施の教員資格認定試験合格による取得方法。

(3) 大学での直接養成(平成13年度～)

文部科学省の認定を受けた大学において所定の単位を修得し、卒業することによる取得方法。

(4) 他教科免許の取得(平成13年度～)

「福祉」以外の高校教員免許を有する者が大学等において所定の単位を修得することによる取得方法。

【教員免許状取得に必要な科目の単位数等】

- 普通免許状の取得には、以下の基礎資格と単位修得が必要。

所要資格		基礎資格	最低修得単位数				
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	その他※	合計
免許状の種類	専修免許状	修士の学位	20	23	40	8	91
	一種免許状	学士の学位	20	23	16	8	67

注) : その他の科目は日本国憲法(2単位)、体育(2単位)、外国語コミュニケーション(2単位)、情報機器の操作(2単位)である。

* 介護福祉士養成課程における教育カリキュラムの見直しに併せて、教科「福祉」の教員免許状取得に必要な科目の内容についても見直しを行う。

Ⅲ 施設設備

Ⅲ一① 教室等に係る基準の見直し

- 個別ケアや自立支援等の尊厳を支援する介護の視点が重視されるようになり、介護の提供方法も変化してきていることを踏まえ、**特別浴槽の必置規制を廃止する等の見直し**を行う。
- **介護実習室、入浴実習室及び調理設備を有する家政実習室は、教育に支障を生じるおそれがない限り、それぞれを専用の室として有しなくても差し支えないこととする等の基準の弾力化**を行う。
- ITの活用の観点も踏まえ、**図書室の蔵書以外にも関連する文献等について情報検索**できるよう、**必要な機器の整備を義務付ける**。

見直し案	現 行
<p>【普通教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業を行うのに必要な数の普通教室を有すること。 ○ 普通教室の広さは、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。 	<p>【普通教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。[省令] ○ 普通教室の広さは、内法による測定で、学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。[局長通知] ○ 合同授業又は合併授業を行う場合については、当該科目を履修する学生以上の机及び椅子が整備されていること。[課長通知]

[省令]社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)

[局長通知]「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知)

[課長通知]「介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について」(平成3年3月27日社庶第82号、厚生省社会局庶務課長通知)

見直し案

現行

【介護実習室】

- 介護実習室(中略)を有すること。

- 介護実習室として、専らベッドを用いる実習室(内法による測定で、おおむね1ベッド当たり11.0平方メートル以上の広さを有すること。)及び6畳又は8畳の和室を設けること。

- 和室については、在宅介護を想定した介護実習を行うためのものであり、襖、障子等で仕切られた独立の部屋とし、押入れを設けるのが望ましいこと。ただし、在宅介護を想定した適切な実習が可能であれば、必ずしも襖、障子等で仕切られた独立の部屋とし、押入れを設けなくても差し支えないこと。

【介護実習室】

- 専用の介護実習室(中略)を有すること。[省令]

- 介護実習室として、専らベッドを用いる実習室(内法による測定で、おおむね1ベッド当たり11.0平方メートル以上の広さを有すること。)及び6畳又は8畳の和室を設けること。[局長通知]

- 介護実習室及び入浴実習室は、同じ階に設けることが望ましいこと。[局長通知]

- 和室については、在宅介護を想定した介護実習を行うためのものであり、襖、障子等で仕切られた独立の部屋とし、押入れを設けること。また、学生の見学に支障がないよう少なくとも二辺について、和室の外部から見学が可能な構造であること。[課長通知]

見直し案

現 行

【入浴実習室】

○ 入浴実習室(中略)を有すること。

○ 入浴実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、家庭浴槽とシャワー設備を備え付けた上、給排水設備を整えること。

【入浴実習室】

○ 専用の(中略)入浴実習室(中略)を有すること。
[省令]

○ 入浴実習室は、内法による測定で、学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、簡易昇降装置を有する特別浴槽と家庭浴槽を備え付けた上、給排水設備を整えること。[局長通知]

○ 介護実習室及び入浴実習室は、同じ階に設けることが望ましいこと。[局長通知]

○ 特別浴槽と家庭浴槽については、授業をより効率的に行うため、おおむね10分程度で40度のお湯が適量になるような給湯設備を整えること。なお、特別浴槽とは、簡易昇降装置を有し、気泡等特別な装置が施されている浴槽であること。[課長通知]

【家政実習室】

○ 調理設備を有する家政実習室(中略)を有すること。

○ 家政実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、調理設備、裁縫作業台(同時に授業を行う学生6人につき1台)を備えること。

○ 調理実習室と裁縫作業室を別個に設ける場合については、それぞれ規定の面積以上の広さを有すること。

【家政実習室】

○ 専用の(中略)調理設備を有する家政実習室(中略)を有すること。[省令]

○ 家政実習室は、内法による測定で、学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、調理設備、裁縫作業台(同時に授業を行う学生6人につき1台 及び教員用1台)を備えること。[局長通知]

○ 調理実習室と裁縫作業室を別個に設ける場合については、それぞれ規定の面積以上の広さを有すること。
[課長通知]

見直し案	現 行
<p>【図書室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育上必要な(中略)図書その他の設備を有すること。 ○ 指定規則別表第4に定める<u>教育内容</u>に関する<u>専門図書及び学術雑誌</u>を備えていること。<u>特に「介護」の領域に関する図書の充実を図ること。</u> ○ 図書室を有すること。 ○ 十分な閲覧スペースと閲覧設備(机、いす等)が整備されていること。 ○ (前略)図書は、<u>学生の希望を勘案し、定期的に蔵書を補充・更新</u>し充実に努めること。 ○ <u>図書室の蔵書以外にも関連する文献等について情報検索できるよう必要な機器を整備すること。</u> 	<p>【図書室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育上必要な(中略)図書その他の設備を有すること。 [省令] ○ 指定規則別表第4に定める<u>科目</u>に関する<u>専門図書を1,000冊以上、学術雑誌を10種類以上</u>備えていること。 [局長通知] ○ 図書室を有すること。[局長通知] ○ <u>貸出カードや図書検索目録などが整備されていること。</u> [課長通知] ○ 十分な閲覧スペースと閲覧設備(机、いす等)が整備されていること。[課長通知] ○ (前略)図書は、<u>適当数を補充し充実に努めること。</u>[課長通知]
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健室、更衣室、演習室、学生相談室等の設備を設けることが望ましいこと。 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健室、更衣室、演習室、学生相談室等の設備を設けることが望ましいこと。[課長通知]

Ⅲ一② 教育用機械器具に係る基準の見直し

教育用機械器具について、**実際の養成現場における利用状況等を踏まえた見直しを行う。**

見直し案	現 行
<p>○ <u>別表に掲げる教育上必要な模型及び機械器具を有すること。</u></p> <p>○ <u>新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めること。</u></p>	<p>○ <u>次に掲げるもののほか、教育上必要な模型、機械器具、図書その他の設備を有すること。</u></p> <p>[省令]</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 実習用モデル人形 ロ 人体解剖模型 ハ 人体骨格模型 ニ 人工呼吸訓練人形 ホ 仰臥した状態を起こした状態及び下肢を下げた状態にする性能を有するベッド ヘ 車いす ト 浴槽(特別浴槽を含む。) <p>○ <u>教育上必要な模型及び機械器具については別表を標準として整備すること。</u>[局長通知]</p> <p>○ 教育用機械器具等について[課長通知]</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ストレッチャーのうち、1台以上はギャッチベッドと水平になるものを備えること。 イ 排泄用具(ポータブルトイレをのぞく。)はギャッチベッド1台に1組を備えること。なお、ポータブルトイレについては、2個以上備えること。 ウ 携帯用点字器については、同時に授業を行う学生1人に1台及び教員用1台を備えること。 エ 歩行補助つえ(つえ、松葉づえ等)及び盲人安全づえ(普通用、携帯用)については、それぞれ2本以上備えること。 オ 家庭用ミシンについては、裁縫作業台と同数以上を備えること。 カ 和室には、寝具を1組以上備えること。 キ ベッドはすべてギャッチベッドとし、うち電動式ベッドを1台以上備えること。 ク 障害者用調理機器・障害者用食器を適当数備えること。 <p>○ 機械器具及び図書は、適当数を補充し充実に努めること。[課長通知]</p>

見直し案			現行		
品名	数量		品名	数量	
実習用モデル人形	2	体位変換、清拭等介護実習に適したもの。	実習用モデル人形	2	体位変換、清拭等介護実習に適したもの。
人体骨格模型	1		<u>人体解剖模型</u>	<u>1</u>	<u>全身模型とし、分解数は問わない。</u>
<u>成人用ベッド</u>	学生5名に1	<u>ギャッチベッドを含む。手すりを備えたもの。</u>	人体骨格模型	1	
<u>移動用リフト</u>	<u>1</u>	<u>床走行式、固定式、据置式いずれも可とする。</u>	<u>人工呼吸訓練人形</u>	<u>1</u>	
<u>スライディングボード・スライディングマット</u>	<u>相当数</u>		<u>ギャッチベッド</u>	学生5名に1	<u>背部及び胸部の角度、床の高さが調整できるもの（電動でなくても可とする）。</u>
車いす	学生5名に1		車いす	学生5名に1	<u>簡易車いすでも可とする。</u>
簡易浴槽	<u>1</u>	移動できるもので浴槽が硬質のもの。	簡易浴槽	2	移動できるもので浴槽が硬質のもの <u>及び軟質のもの。</u>
ストレッチャー	<u>2</u>		ストレッチャー	<u>学生10名に1</u>	
排せつ用具	相当数	ポータブルトイレ、尿器等。	排せつ用具	相当数	ポータブルトイレ、 <u>差し込み便器</u> 、尿器等。
歩行補助つえ	相当数		歩行補助つえ	相当数	<u>つえ、松葉つえ、カナディアンクラッチ、多点杖を揃えること。</u>
盲人安全つえ	相当数	普通用と携帯用を揃えること。	盲人安全つえ	相当数	普通用と携帯用を揃えること。
			<u>点字器</u>	<u>相当数</u>	<u>標準型と携帯用を揃えること。</u>
			<u>家庭用ミシン</u>	<u>相当数</u>	
視聴覚機器	<u>相当数</u>	<u>テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクター等</u>	視聴覚機器	1	
障害者用調理器具 障害者用食器	相当数		障害者用調理器具 障害者用食器	相当数	
					[局長通知]
和式布団一式	1				和室には寝具を1組以上備えること。[課長通知]

[省令]社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)

[局長通知]「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知)

[課長通知]「介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について」(平成3年3月27日社庶第82号、厚生省社会局庶務課長通知)

Ⅲ一③ 福祉系高校の施設設備に係る基準

福祉系高校の施設設備についても、一定の経過措置を講じた上で、**養成施設等と同様の基準を適用する。**

福祉系高校の基準案

【普通教室】

- 普通教室の広さは、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。

【介護実習室】

- 介護実習室として、専らベッドを用いる実習室(内法による測定で、おおむね1ベッド当たり11.0平方メートル以上の広さを有すること。)及び6畳又は8畳の和室を設けること。

【入浴実習室】

- 入浴実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、家庭浴槽とシャワー設備を備え付けた上、給排水設備を整えること。

【家政実習室】

- 家政実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、調理設備、裁縫作業台(同時に授業を行う学生6人につき1台)を備えること。

【経過措置】

平成21年3月31日に現に存する福祉系高校(基本的な設備が完成しているものを含み、平成21年4月1日以降に増築され、又は改築された部分を除く。)については、上記の中で「〇〇平方メートル以上」とあるのは「〇〇平方メートル以上を標準」とする。

養成施設等の基準案

【普通教室】

- 普通教室の広さは、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。

【介護実習室】

- 介護実習室として、専らベッドを用いる実習室(内法による測定で、おおむね1ベッド当たり11.0平方メートル以上の広さを有すること。)及び6畳又は8畳の和室を設けること。

【入浴実習室】

- 入浴実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、家庭浴槽とシャワー設備を備え付けた上、給排水設備を整えること。

【家政実習室】

- 家政実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける学生1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、調理設備、裁縫作業台(同時に授業を行う学生6人につき1台)を備えること。

IV 実習

IV—① 実習施設・事業等に係る基準の見直しの基本的考え方

見直しの背景

- 介護保険制度の施行等に伴い、従来の施設入所型の介護サービスから利用者の生活の場である地域での介護サービスへの転換が進められ、また、従来の介護施設においても、ユニットケアなどの個々の生活リズムを尊重した個別ケアの普及が進んでいる。さらに、認知症等の介護ニーズによりきめ細かな対応が可能な介護サービスとして、小規模多機能型居宅介護等の新しいサービスが創設されている。
- これからの社会においては、障害の有無や年齢に関わらず、個人が尊厳をもった暮らしを確保することが重要であり、介護サービスにおいては、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重した介護(個別ケア)の実践が必要とされている。

見直しの基本的考え方

- 新しい教育カリキュラムの中で実習の「ねらい」として掲げられる以下の2点に対応できるように、実習施設・事業等に係る基準の見直しを行う。
 - ① 様々な生活の場における個々の生活リズムや個性を理解した上で、個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とすること
 - ② 利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とすること

IV—② 実習施設・事業等に係る基準の見直し

1 実習施設・事業等の区分

- 実習は介護福祉士の養成課程において非常に重要な要素であり、実習施設・事業等を
- ① 利用者の生活の場である多様な介護現場において、**利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点を置いた「実習施設・事業等（Ⅰ）」**
 - ② 一つの施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、**利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置いた「実習施設・事業等（Ⅱ）」**
- の2つに区分して、それぞれの趣旨に即して基準を設定する。

見直し案

現 行

○ 次に掲げるもののいずれをも介護実習に利用できること。

イ 利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点を置いた実習施設・事業等（Ⅰ）

ロ 一つの施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置いた実習施設・事業等（Ⅱ）

○ 次に掲げるもののいずれをも介護実習に利用できること。[省令]

(後略)

[省令]社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)

[告示]社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和62年厚生省告示第203号)

[局長通知]「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知)

[課長通知]「介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について」(平成3年3月27日社庶第82号、厚生省社会局庶務課長通知)

2 実習施設・事業等(Ⅰ)の基準

利用者の暮らしや住まい等の日常生活の理解や多様な介護サービスの理解を行うことができるよう、利用者の生活の場として、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業等を始めとして、居宅サービスを中心とする多様な介護現場を確保するため、介護保険法その他の関係法令に基づく職員の配置に係る要件を満たすこと以外には、特段の要件は求めない。

見直し案	現 行
<p>○ <u>実習施設・事業等(Ⅰ)は、厚生労働大臣が別に定めるものであって、介護保険法その他の関係法令に基づく職員の配置に係る要件を満たすものであること。</u></p>	<p>○ 次に掲げるもののいずれをも介護実習に利用できること。ただし、イに掲げるものにおける介護実習に係る時間数の1割程度については、通所の施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるものにおける介護実習をもつてイに掲げるものにおける介護実習に代えることができる。[省令]</p> <p>イ 入所の施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、<u>原則として設置後3年以上経過したものであつて介護実習を行うのに適当なもの</u>(次号において「入所実習施設」という。)[省令]</p> <p>ロ 身体上若しくは精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において<u>入浴、排せつ、食事等の</u>介護を行う事業又は主として居宅において介護を受ける者若しくは当該者を現に養護する者に必要な援助を行うことを目的とする施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、<u>原則として開始後又は設置後3年以上経過したものであつて介護実習を行うのに適当なもの</u>(次号において「居宅介護実習事業等」という。)[省令]</p>

3 実習施設・事業等(Ⅱ)の基準

- 個別ケアを理解するため、介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護福祉士としての一連の介護過程のすべてを実践する場としてふさわしいよう、介護職員に占める介護福祉士の比率が3割以上であることや、介護サービス提供のためのマニュアル等や介護過程に関する諸記録が整備されていること等を要件とする。
- 介護実習に係る時間数の3分の1以上を実習施設・事業等(Ⅱ)における実習に充てることとする。

見直し案

- 実習施設・事業等(Ⅱ)は、厚生労働大臣が別に定めるものであって、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - ・ 実習指導マニュアルを整備し、実習指導者を核とした実習指導体制を確保できるよう常勤の介護職員に占める介護福祉士の比率が3割以上であること。
 - ・ 介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。
 - ・ 介護過程に関する諸記録(介護サービスの提供に先立って行われる利用者のアセスメントに係る記録、実際に提供された介護サービスの内容及びその評価に係る記録等)が適切に整備されていること。
 - ・ 介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。
- 介護実習に係る時間数の3分の1以上を実習施設・事業等(Ⅱ)における実習に充てること。

現 行

- 次に掲げるもののいずれをも介護実習に利用できること。ただし、イに掲げるものにおける介護実習に係る時間数の1割程度については、通所の施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるものにおける介護実習をもつてイに掲げるものにおける介護実習に代えることができる。[省令]
 - イ 入所の施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として設置後3年以上経過したものであつて介護実習を行うのに適当なもの(次号において「入所実習施設」という。)[省令]
 - ロ 身体上若しくは精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業又は主として居宅において介護を受ける者若しくは当該者を現に養護する者に必要な援助を行うことを目的とする施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として開始後又は設置後3年以上経過したものであつて介護実習を行うのに適当なもの(次号において「居宅介護実習事業等」という。)[省令]

•[参考]「厚生労働大臣が別に定めるもの」

- 2 指定規則第五条第一項第十四号イに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関
 - 二 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
 - 三 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業並びに老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
 - 四 介護保険法に規定する指定居宅サービス(訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)を行う事業所、指定地域密着型サービスを行う事業所、指定施設サービスを行う施設、指定介護予防サービス(介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売を除く。)を行う事業所及び指定介護予防地域密着型サービスを行う事業所
 - 五 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業及び障害者支援施設
 - 六 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であつて、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの
 - 七 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な原子爆弾被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設

4 その他

- 実習において個別ケアを体験・学習できるようにする観点からは、**実習施設・事業等(Ⅱ)**として、訪問介護等の利用者の居宅を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービス形態を確保することが望ましい。
- しかし、一定期間以上継続して実習を行う**実習施設・事業等(Ⅱ)**として上記のようなサービスを確保することが困難であるという状況を踏まえ、**実習施設・事業等(Ⅰ)**の選定に当たっては、**実習施設・事業等(Ⅱ)**を含めた**介護実習全体の中で施設における実習に片寄ることのないよう、短期間であっても、上記のようなサービスを含む居宅サービスを確保することにより、利用者の生活の場である多様な介護現場において個別ケアを体験・学習できるように、配慮することとする。**

見直し案	現 行
<ul style="list-style-type: none">○ <u>実習施設・事業等(Ⅰ)の選定に当たっては、実習施設・事業等(Ⅱ)を含めた介護実習全体で施設における実習に片寄ることのないよう、短期間であっても、訪問介護等の利用者の居宅を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービスを含む居宅サービスを実習施設・事業等として確保することにより、利用者の生活の場である多様な介護現場において個別ケアを体験・学習できるように、配慮すること。</u>○ 実習施設・事業等(Ⅰ)の種別の選定に当たっては、実習施設・事業等(Ⅱ)を含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者関係施設・事業等、障害者関係施設・事業等及び児童関係施設・事業等で多様な経験・学習ができるよう配慮すること。	<ul style="list-style-type: none">○ 入所実習施設の選定に当たっては、特定の施設種別に片寄ることのないよう老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等のバランスに配慮すること。 [課長通知]

IV—③ 実習指導者に係る基準の見直し

1 受入学生数

実習施設・事業等が同時に受け入れることができる学生数について、**実習施設当たりの基準から実習指導者当たりの基準に変更して、緩和する。**

見直し案	現 行
<ul style="list-style-type: none">○ 介護実習について適当な実習指導者の指導が行われること。○ 実習施設・事業等が同時に受け入れることができる学生数は、実習指導者1人につき5人を限度とすること。	<ul style="list-style-type: none">○ <u>入所実習施設の数に5を乗じて得た数と居宅介護実習事業等における実習指導者の数との合計数は、介護実習の必要な学生数以上であること。</u>[省令]○ 介護実習について適当な実習指導者の指導が行われること。[省令]○ 入所実習施設において、同時に実習を行う学生の数は、1施設当たり5人までとすること。[課長通知]

[省令]社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)

[局長通知]「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知)

[課長通知]「介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について」(平成3年3月27日社庶第82号、厚生省社会局庶務課長通知)

2 実習指導者の資格

- 実習施設・事業等(Ⅰ)については、介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験のある者として、要件を緩和する。
- 実習施設・事業等(Ⅱ)については、原則として、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、実習指導者研修課程を修了した者として、要件を強化する。

見直し案

- 実習施設・事業等(Ⅰ)における実習指導者は、介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験のある者であること。
- 実習施設・事業等(Ⅱ)における実習指導者は、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、厚生労働大臣が別に定める研修課程(介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程)を修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者であること。

[準ずる者]

平成20年3月31日までに「社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者」に該当する者

[経過措置]

- 上記要件にかかわらず、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験のある者については、平成24年3月31日までの間に、厚生労働大臣が別に定める研修課程(介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程)を修了すれば足りることとする。
- 現に「5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者」として実習指導者である者については、平成24年3月31日までの間は、引き続き実習指導者として差し支えないものとする。

現行

- 入所実習施設における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関にあっては、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含むこととすること。
 - ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者
 - イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者 [局長通知]
- 居宅介護実習事業等における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、当分の間は、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、訪問介護員に関する省令第1条第2項に定める一級課程の研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含むこととすること。
 - ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者
 - イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者 [局長通知]

[参考] 介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程について

目的

介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習」を指導する社会福祉施設等の実習指導者に対して必要な専門的知識及び教育方法を修得させる。

実施主体

全国社会福祉協議会 中央福祉学院

受講対象者

現に介護福祉士資格を有し、かつ介護業務経験年数3年以上の者であって、実習施設における実習指導者になろうとする者

研修内容

「介護実習」の実習指導に必要な専門的知識及び指導技術の講義、演習等（4日間／合計22.5時間）

介護実習の現場への期待（1.5時間）
実習生の理解（2時間）
介護福祉士養成課程における介護実習の目標と課題（2時間）
介護実習における実習生への指導方法Ⅰ・Ⅱ（14時間）
実習指導者に求められるもの（3時間）

* 教育カリキュラムの見直しに併せて見直しを行う。

その他

平成6年度から実施され、平成16年度より実習指導者の要件の一つとされた。平成6年度から平成18年度までに合計2,250人が受講している。

IV—④ その他の基準の見直し

- 養成施設等の実習担当教員による定期的巡回指導に係る基準を緩和する。
- 実習期間の中で学生が養成施設等において学習する日を計画的に設けること等により、介護総合演習と実習との一体的な教育による教育効果の向上を図る。

見直し案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ○ 実習施設・事業等における実習計画が、当該実習施設・事業等との連携の下に定められていること。 ○ <u>養成施設等の実習担当教員が、実習期間中に各実習施設・事業等を週1回以上巡回して、個々の学生について実習の課題を把握し、実習目標の達成状況を踏まえ、目標達成のための具体的な方法について指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、実習施設・事業等との十分な連携の下、実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を設け、指導を行うこととしても差し支えない。</u> ○ <u>実習期間が1日から3日程度の実習施設・事業等にあっては、実習期間前に養成施設等と各実習施設・事業等の実習指導者との間で情報交換を行い、実習に係る教育の到達目標を共有している場合には、上記によらなくても差し支えない。</u> ○ <u>実習の教育効果を上げるため、介護総合演習については、実習前の介護技術の確認や実習施設・事業等に係るオリエンテーション、実習後の事例報告会の開催、実習期間中に学生が養成施設等において学習する日の設定等を通じ、実習に必要な知識・技術、介護過程の展開の能力等について、個々の学生の学習到達状況に応じた総合的な学習となるよう努めること。</u> ○ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各入所実習施設及び居宅介護実習事業等における実習計画が、当該入所実習施設及び居宅介護実習事業等との連携の下に定められていること。[局長通知] ○ <u>入所実習施設及び居宅介護実習事業等は、実習担当教員による定期的巡回指導が可能な地域に存すること。[局長通知]</u> ○ <u>実習担当教員による定期的巡回指導は、各入所実習施設、各居宅介護実習事業等について、少なくとも週2回は実施すること。[課長通知]</u> ○ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。[局長通知]

[局長通知]「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知)
 [課長通知]「介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について」(平成3年3月27日社庶第82号、厚生省社会局庶務課長通知)

介護実習・介護総合演習の一体的な実施例

実習施設・事業等(Ⅰ)

1d	訪問介護	2D	1d
1d	通所介護	1W	1d
1d	老人保健施設	1W	1d
介護技術の確認		多職種協働の実践	
利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践			

実習施設・事業等(Ⅱ)

1d	特別養護老人ホーム	3W	1d
		1d	
1d	老人保健施設	3W	1d
		1d	
利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程の実践			

1d	身体障害者療護施設	2W	} 1d
1d	重症心身障害児施設	1W	
1d	知的障害者更生施設	1W	
様々な対象者への介護の理解			

1d	ケアハウス	3D	} 1d
	小規模多機能	1W	
	グループホーム	1W	
多様な介護サービスの理解			

凡例 介護実習 介護総合演習
 1W=5日間 1D=6時間

介護総合演習	
介護実習前中後	108時間
実習を効果的に行うためのオリエンテーション等	
実習開始前	技術等の確認 6時間
実習終了後	事例検討等 6時間
合計	120時間

IV—⑤ 福祉系高校の実習に係る基準

福祉系高校の実習についても、養成施設等と同様の基準を適用する。

[参考]福祉系高校の教育カリキュラムにおける実習の取扱い

見直し案	現 行
○ 450時間程度の現場実習が必要	○ 現場実習の他に校内での知識・技能の修得に係る時間も含めて210時間の中で学校の裁量で実施

V 実務経験ルートにおける 通信課程

V—① 通信課程の設置に係る基本的考え方

1 養成施設ルート

教育課程全体に占める演習・実習の時間の比重の大きさの観点や当該実習・演習の時間を実効性のあるものとして確保する観点から、通信課程は認められておらず、このような基本的考え方を維持する。

2 福祉系高校ルート

- 養成施設ルートと同様の考え方から、新しい教育カリキュラムにおいては、原則として、通信課程は認めない。
- 現に通信課程をもって介護福祉士の養成を行っている福祉系高校専攻科については、平成21年度から平成25年度までの入学者に限り、1,155時間の課程を通信課程により行うことを認める。

3 実務経験ルート

働きながら学ぶ者が多いと考えられることから、幅広い選択肢を用意し、通信課程の設置を認める。

V—② 授業の方法に係る基準

- 「印刷教材等のみによる授業」、「放送授業又はメディアを利用して行う授業」又は「面接授業(いわゆるスクーリング)」のいずれかの方法により授業を行うものとする。
- 「印刷教材等のみによる授業」及び「放送授業又はメディアを利用して行う授業」の方法により授業を行う場合にあっては、定期的に添削等による指導を行うほか、科目ごとにレポートを提出し、単位認定試験等による評価を行うことを標準として、当該科目の履修を認定するものとする。
- 「印刷教材等のみによる授業」は「放送授業又はメディアを利用して行う授業」又は「面接授業(いわゆるスクーリング)」の方法で行った場合のおおむね3倍の時間の自己学習を必要とするような内容を標準とするものとする。
- 「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術」及び「介護過程」の合計300時間のうち45時間分については、教員と学生との双方向の対話による演習形式や実技を取り入れた授業を中心として教授することが必要であることから、「面接授業(いわゆるスクーリング)」の方法による授業を義務付ける。
なお、45時間の「面接授業(いわゆるスクーリング)」は、「生活支援技術」及び「介護過程」の内容を中心に構成するものとする。
- 「面接授業(いわゆるスクーリング)」も含めた全授業時間数の3分の1以下の範囲内において、これを委託して実施することも認める。この場合にあっては、委託先において、当該授業の実施に関し、教員、施設設備等に係る必要な基準を満たさなければならないものとする。

		養成施設ルート	実務経験ルート		
		1,800時間の課程	通信課程以外の課程	通信課程	
		教育内容	授業時間数	授業時間数 (印刷教材/ 放送・メディア)	
人間と社会	理解の人間	人間の尊厳と自立	30以上	15	45/15
		人間関係とコミュニケーション	30以上		
		小計	60以上	15	45/15
	理解の社会	社会の理解	60以上	30	90/30
		小計	60以上	30	90/30
※上記必修科目のほか、選択科目					
小計			240	45	135/45
介護	介護の基本		180	90	300時間のうち 45時間は、「生活支援技術」及び「介護過程」の内容を中心に構成された「面接授業(いわゆるスクーリング)」の形式により行う。
	コミュニケーション技術		60	30	
	生活支援技術		300	90	
	介護過程		150	90	
	介護総合演習		120		
	介護実習		450		
	小計		1260	300	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解		60	45	135/45
	認知症の理解		60	60	180/60
	障害の理解		60	60	180/60
	こころとからだのしくみ		120	90	270/90
	小計		300	255	765/255
合計			1800	600	1,665/555 面接45

V—③ 教員に係る基準

1 専任教員

- 専任教員の資格及び専任教員以外の教員の資格に係る基準については、原則として養成施設ルートと同様の基準を適用する。
- ただし、実務経験ルートの課程においては、領域「人間と社会」の時間数が少ないことから、領域「人間と社会」の科目編成等を行う教員は専任教員でなくても差し支えないこととし、これを踏まえ、専任教員の数に係る基準を設定する。
 - * 通信課程においても、質問対応等の学生の学習支援、添削指導の妥当性の評価、単位認定試験等による履修認定等の業務は、学生数の増加に対応して業務量が増加するため、学生総定員数の増加に対応して有すべき専任教員数を増加させることとする。
- 教務に関する主任者については、養成施設ルートと同様の基準を適用する。

専任教員の数に係る基準

養成施設ルート		実務経験ルート(通信以外)		実務経験ルート(通信)	
○ 下表に定める数以上の専任教員を有すること。		○ 下表に定める数以上の専任教員を有すること。		○ 下表に定める数以上の専任教員を有すること。	
学生総定員の区分	専任教員数	学生総定員の区分	専任教員数	学生総定員の区分	専任教員数
80人まで	3	80人まで	2		
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$	81人から200人まで	$2 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$	400人まで	2
201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$	201人以上	$5 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$	401人以上	$2 + \frac{\text{学生総定員} - 400}{800}$

専任教員の役割と資格に係る基準

養成施設ルート	実務経験ルート(通信以外)	実務経験ルート(通信)
<p>○ <u>専任教員のうち1人は、次のいずれかの条件を満たす者として、領域「人間と社会」における一貫性・統一性を持った科目の編成等を行うことについて責任を有する者とする。</u></p> <p><条件略></p> <p>○ 専任教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「介護」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者とする。</p> <p><条件略></p> <p>○ 専任教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「こころとからだのしくみ」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者とする。</p> <p><条件略></p> <p>[経過措置] <略></p> <p>○ 1人の専任教員が、それぞれの基準を満たす場合には、複数の領域について科目編成等を行うこととしても差し支えないものであること。</p>	<p>○ 専任教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「介護」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者とする。</p> <p><条件略></p> <p>○ 専任教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「こころとからだのしくみ」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者とする。</p> <p><条件略></p> <p>[経過措置] <略></p> <p>○ 1人の専任教員が、それぞれの基準を満たす場合には、複数の領域について科目編成等を行うこととしても差し支えないものであること。</p>	<p>○ 専任教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「介護」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者とする。</p> <p><条件略></p> <p>○ 専任教員のうち1人は、次のいずれの条件も満たす者として、領域「こころとからだのしくみ」における一貫性・統一性が確保された科目の編成等を行うことについて責任を有する者とする。</p> <p><条件略></p> <p>[経過措置] <略></p> <p>○ 1人の専任教員が、それぞれの基準を満たす場合には、複数の領域について科目編成等を行うこととしても差し支えないものであること。</p>

2 添削指導教員

- 「印刷教材等のみによる授業」及び「放送授業又はメディアを利用して行う授業」の方法により授業を行う場合にあっては、専任教員の統括の下に、レポートに対する添削指導を行い、また、学生からの質問に回答する役割を担う添削指導教員を適当数置くものとする。
- 添削指導教員は、教授する内容について相当の学識経験を有する者とする。

3 主任指導教員・指導教員

- 「面接授業(いわゆるスクーリング)」の方法により領域「介護」の授業を行う場合には、学生8人につき1人の指導教員とこれを統括する主任指導教員を1人置くものとする。
- 主任指導教員は、「面接授業(いわゆるスクーリング)」の授業計画を作成し、学生の評価基準を明確にするなどして、指導教員との連携を図るものとする。
- 主任指導教員は、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上実務経験を有する者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会(介護教員講習会)において、必要な知識及び技能に関する課程を修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者であり、かつ、介護福祉士養成施設において、旧カリキュラムにおける専門科目又は新カリキュラムにおける領域「介護」の科目を5年以上教授した経験を有する者とする。
- 指導教員は、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上実務に従事した者とする。
- 介護技術講習の主任指導者又は指導者の要件を満たす者は、それぞれ主任指導教員又は指導教員になることができるものとする。
- 主任指導教員及び指導教員は、専任教員と兼務しても差し支えないものとする。

【参考】実務経験ルート of 通信課程における領域「介護」の面接授業（いわゆるスクーリング）の主任指導教員・指導教員の要件と介護技術講習の主任指導者・指導者の要件の比較

	実務経験ルートの通信課程における面接授業（いわゆるスクーリング）	介護技術講習
主任指導教員 又は 主任指導者	<p>介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後 5年以上実務に従事</p> <p style="text-align: center;">かつ</p> <p>介護福祉士養成施設において、旧カリキュラムにおける専門科目又は新カリキュラムにおける領域「介護」の科目を5年以上教授</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>介護教員講習会（300時間以上）の修了等</p>	<p>介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後 10年以上実務に従事</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p>介護福祉士養成施設等において専門科目を5年以上教授</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p>上記と同等以上の知識・経験</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>主任指導者養成講習（14時間以上）の修了</p>
指導教員 又は 指導者	<p>介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上実務に従事</p>	<p>介護福祉士、保健師、助産師又は看護師として、原則5年以上実務に従事</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>指導者養成講習（14時間以上）の修了</p>

V—④ 施設設備に係る基準

「面接授業(いわゆるスクーリング)」の方法による授業が義務付けられる「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術」及び「介護過程」のうち合計45時間分を教授するために必要な施設設備を、面接授業を実施する期間において確保すれば差し支えないものとする。

実務経験ルート(通信以外)	実務経験ルート(通信)
<p>【普通教室】 <養成施設ルートと同様></p>	<p>【普通教室】 <u>○ 普通教室は、面接授業を実施する期間において確保されていれば差し支えないものであること。</u> <その他の基準については、養成施設ルートと同様></p>
<p>【介護実習室】 <養成施設ルートと同様></p>	<p>【介護実習室】 <u>○ 介護実習室は、面接授業を実施する期間において確保されていれば差し支えないものであること。</u> <その他の基準については、養成施設ルートと同様></p>
<p>【入浴実習室】 <養成施設ルートと同様></p>	<p>【入浴実習室】 <u>○ 入浴実習室は、面接授業を実施する期間において確保されていれば差し支えないものであること。</u> <その他の基準については、養成施設ルートと同様></p>
<p>【家政実習室】 <u>○ 調理設備を有する家事実習室は、設けないこととしても差し支えないものであること。</u></p>	<p>【家政実習室】 <u>○ 調理設備を有する家事実習室は、設けないこととしても差し支えないものであること。</u></p>
<p>【図書室】 <養成施設ルートと同様></p>	<p>【図書室】 <u>○ 図書室は、設けないこととしても差し支えないものであること。</u></p>
<p>【その他】 <養成施設ルートと同様></p>	<p>【その他】 <u>○ 保健室、更衣室、演習室、学生相談室等の設備は、設けないこととしても差し支えないものであること。</u></p>

養成施設ルート 実務経験ルート(通信以外)

実務経験ルート(通信)

○ 別表に掲げる教育上必要な模型及び機械器具を有すること。

○ 別表に掲げる教育上必要な模型及び機械器具を有するとともに、「面接授業(いわゆるスクーリング)」の方法により行う授業の内容に応じて、必要な模型及び機械器具を有すること。なお、当該模型及び機械器具は、面接授業を実施する期間において確保されていれば差し支えないものであること。

品名	数量		品名	数量	
実習用モデル人形	2	体位変換、清拭等介護実習に適したもの。	実習用モデル人形	相当数	体位変換、清拭等介護実習に適したもの。
人体骨格模型	1		人体骨格模型	1	
成人用ベッド	学生5名に1	ギャチベットを含む。手すりを備えたもの。	成人用ベッド	学生8名に1	手すりを備えたもの。
移動用リフト	1	床走行式、固定式、据置式いずれも可とする。	移動用リフト	1	床走行式、固定式、据置式いずれも可とする。
スライディングボード・スライディングマット	相当数		スライディングボード・スライディングマット	相当数	
車いす	学生5名に1		車いす	学生8名に1	
簡易浴槽	1	移動できるもので浴槽が硬質のもの。	簡易浴槽	1	移動できるもので浴槽が硬質のもの。
ストレッチャー	2		ストレッチャー	相当数	
排せつ用具	相当数	ポータブルトイレ、尿器等。	排せつ用具	相当数	ポータブルトイレ、尿器等。
歩行補助つえ	相当数		歩行補助つえ	相当数	
盲人安全つえ	相当数	普通用と携帯用を揃えること。	盲人安全つえ	相当数	普通用と携帯用を揃えること。
視聴覚機器	相当数	テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクター等	視聴覚機器	相当数	テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクター等
障害者用調理器具 障害者用食器	相当数		障害者用調理器具 障害者用食器	相当数	
和式布団一式	1		和式布団一式	1	

V—⑤ 運営に当たっての留意事項に係る基準

- 養成施設が昼間課程又は夜間課程と通信課程とを併せ持つ場合にあつては、**昼間課程又は夜間課程における授業と通信課程における「面接授業(いわゆるスクーリング)」の方法による授業とが、それぞれに支障を来すことのないよう配慮すること。**
- **通信課程の事務職員を置くこと。**ただし、当該事務職員は通信課程における教員と兼務してはならない。
- 「印刷教材等のみによる授業」及び「放送授業又はメディアを利用して行う授業」の方法により授業を行う場合にあつては、**添削指導や学生からの質問への対応など、学生の自己学習を支援するための体制整備に努めること。**
- 「面接授業(いわゆるスクーリング)」の方法により授業を行う場合にあつては、**働きながら学習する学生に配慮し、開講の時期や場所について多様な選択肢を用意することが望ましいこと。**

V—⑥ 修業年限等に係る基準

- 修業年限は6月以上とする。

VI 介護技術講習

VI 介護技術講習について

介護技術講習の時間数等については、

- 介護技術講習の仕組みは、講習を修了した者に実技試験を免除する仕組みであり、教育カリキュラムそのものと直接連動するものではないこと
- 新しい教育カリキュラムの実施に伴い、介護技術講習と同等程度の技能の獲得が養成課程において担保されるルートについては、介護技術講習を経なくても実技試験を免除する取扱いとすることから、今後、介護技術講習の対象者は縮小することを踏まえ、今回の教育カリキュラム等の見直しに併せた見直しは行わない。

[介護技術講習の対象者]

新しい教育カリキュラムの実施に伴い、以下のルートについては、介護技術講習を経なくても実技試験を免除する取扱いとするため、介護技術講習の対象者は以下のように縮小することとなる。

- ・ 養成施設ルート
- ・ 600時間程度の養成課程を経る場合の実務経験ルート
- ・ 1, 800時間程度の教育時間を確保した福祉系高校ルート

平成24年度以降

現 行

- 福祉系高校ルート(1, 190時間程度及び1, 155時間程度の課程に平成21年度から平成25年度までに入学した者限る。)
- 3つのルートと同等以上の知識・技能を有すると認められる者であって厚生労働省令で定めるもの(例: 日比経済連携協定の実務経験コース)

- 福祉系高校ルート
- 実務経験ルート

[参考] 介護技術講習制度について

1 趣旨

介護福祉士試験を取り巻く現状をみると、実技試験の受験者が年々増大しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっている。このため、介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習を修了した者に対して実技試験を免除する制度を導入することにより、介護福祉士試験受験者の介護技術の向上を図るとともに、実技試験における負担軽減等を通じた実技試験の適正な実施を図り、もって介護福祉士の質の向上に資するもの。

2 改正内容

- (1) 介護福祉士指定養成施設等の設置者が実施する介護技術に関する講習であって、一定の要件を満たすものとしてあらかじめ届け出られたもの（以下「介護技術講習」という。）を修了した者について、その申請により、修了日後に行われる実技試験を3回に限り、免除する。
- (2) 「一定の要件」とは、次に掲げるすべての要件をいうこと。
 - ① 講習の時間は、32時間以上とすること。
 - ② 必要な数の講師及び必要な施設を確保して行うものであること。
 - ③ 講師は、課程を教授するのに必要な講習（指導者講習）を受けた者であること。
 - ④ 介護福祉士試験を受けようとする者であることを受講資格とすること。
 - ⑤ 講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。
- (3) 介護技術講習の実施者は、年度毎の実施届出書及び講習毎の実施報告書を厚生労働大臣（地方厚生局）に提出すること。

3 施行日

介護技術講習は平成17年4月から実施しており、介護福祉士試験の実技試験の免除については、平成18年に実施される介護福祉士試験から適用。

(参考) 平成18年度介護技術講習の実施状況等

- ・実施期間：平成18年4月～12月
- ・受講枠総数：56,351人
- ・修了者数：54,477人

※ 平成19年度受講枠総数（平成19年3月31日現在）：74,572人

4 講習の内容

介護技術講習は、

- (1) 介護過程の展開
- (2) コミュニケーション技術
- (3) 移動の介護等
- (4) 排泄の介護
- (5) 衣服の着脱の介護
- (6) 食事の介護
- (7) 入浴の介護等
- (8) 総合評価の8項目

の合計32時間からなり、32時間を4日間（8時間×4日）で行うのが一般的。

【介護技術講習の項目及び時間数】

項目	内容	時間数
(1) 介護過程の展開	[1]介護における目標等の講義 [2]事例に基づく介護過程に関する講義及び演習	6
(2) コミュニケーション技術	コミュニケーションの技法に関する講義及び演習	2.5
(3) 移動の介助等	[1]社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 [2]安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	6
(4) 排泄の介助	排泄の介助に関する講義及び演習	4
(5) 衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	3
(6) 食事の介助	食事の介助に関する講義及び演習	3
(7) 入浴の介助等	[1]入浴の介助に関する講義及び演習 [2]身体の清潔の介助に関する講義及び演習	4
(8) 総合評価	(1)～(7)までの講習内容の修得に係る評価	3.5
合計		32

VII 既修得科目の認定

Ⅶ－① 他の介護福祉士養成施設等との間の既修得科目の認定

基本的考え方

学生からの申し出を受けて、各介護福祉士養成施設等において、他の介護福祉士養成施設等において履修した科目が当該介護福祉士養成施設等における科目と同等の内容であると認める場合には、当該他の介護福祉士養成施設等における科目の履修をもって、当該介護福祉士養成施設等における科目の履修に替えることができる。

留意点

- 他の介護福祉士養成施設等において履修した科目が介護福祉士養成施設等における科目と同等の内容であると認められるかどうかについては、教育カリキュラムの中で示された「教育に含むべき事項」の項目が、当該他の介護福祉士養成施設等における科目のシラバスに記載されていることを最低限の条件として、各介護福祉士養成施設等の判断において認定するものとする。
- 既修得科目の認定は、科目単位で行うものとする。
 - * ある科目を他の介護福祉士養成施設等において途中まで履修していたとしても、当該履修をもって、介護福祉士養成施設等における科目の履修に替えることはできない。
- その他、既修得科目の認定に当たっては、その設定形態に応じて、大学設置基準等の各設置基準の規定の適用を受けることとなる。

Ⅶ－② その他の養成施設等との間の既修得科目の認定

基本的考え方

領域「介護」(1, 260時間以上)以外の教育内容に係る科目については、学生からの申し出を受けて、各介護福祉士養成施設等において、その他の養成施設等において履修した科目が当該介護福祉士養成施設等における科目と同等の内容であると認める場合には、当該その他の養成施設等における科目の履修をもって、当該介護福祉士養成施設等における科目の履修に替えることができる。

留意点

- その他の養成施設等において履修した科目が介護福祉士養成施設等における科目と同等の内容であると認められるかどうかについては、教育カリキュラムの中で示された「教育に含むべき事項」の項目が、当該その他の養成施設等における科目のシラバスに記載されていることを最低限の条件として、各介護福祉士養成施設等の判断において認定するものとする。
- 既修得科目の認定は、科目単位で行うものとする。
 - * ある科目をその他の養成施設等において途中まで履修していたとしても、当該履修をもって、介護福祉士養成施設等における科目の履修に替えることはできない。
- その他、既修得科目の認定に当たっては、その設定形態に応じて、大学設置基準等の各設置基準の規定の適用を受けることとなる。

既修得科目の認定の適否に係る整理表

転入・編入元	受験資格取得可					
	介護福祉士養成施設等 (専門学校・短大・4大)			福祉系高校		
	人間と 社会	こころと からだの しくみ	介護	人間と 社会	こころと からだの しくみ	介護
介護福祉士養成施設等 (専門学校・短大・4大)	○	○	○	—	—	—
他の資格の養成施設等	○	○	×	—	—	—
その他の専門学校・短大・4大	○	○	×	—	—	—
福祉系高校	×	×	×	○	○	○

○・・・認定可
×・・・認定不可

【参考1】 現行制度における既修得科目の認定の取扱い

「転入学(編入学を含む。)は認められない旨が学則に規定されていること」が介護福祉士養成施設等の基準として設定されているため、他の介護福祉士養成施設等やその他の養成施設等における既修得科目を介護福祉士養成施設等の科目として認定することは認められていない。

【参考2】 専修学校設置基準、短期大学設置基準及び大学設置基準の比較表

比較項目	専修学校設置基準	短期大学設置基準	大学設置基準
他の専修学校、短期大学又は大学における授業科目の履修等	<p>(他の専修学校における授業科目の履修等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を越えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p>	<p>(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)</p> <p>第14条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位(第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位)を越えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目が我が国において履修する場合について準用する。</p>	<p>(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)</p> <p>第28条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を越えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学及び短期大学が行う通信教育における授業科目が我が国において履修する場合について準用する。</p>

比較項目	専修学校設置基準	短期大学設置基準	大学設置基準
専修学校、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修	<p>(専修学校以外の教育施設等における学修)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第2項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を越えないものとする。</p>	<p>(短期大学及び大学以外の教育施設等における学修)</p> <p>第15条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。</p> <p>2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては前条第1項及び第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては前条第1項及び第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位(第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位)を越えないものとする。</p> <p>○ 短期大学設置基準第15条第1項の規定により短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件(平成3年文部省告示第69号)(抄)</p> <p>短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第15号第1項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め、平成3年7月1日から施行する。</p> <p>三 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの</p>	<p>(大学以外の教育施設等における学修)</p> <p>第29条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。</p> <p>2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を越えないものとする。</p> <p>○ 大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件(平成3年文部省告示第68号)(抄)</p> <p>大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第29号第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を次のように定め、平成3年7月1日から施行する。</p> <p>三 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの</p>

比較項目	専修学校設置基準	短期大学設置基準	大学設置基準
入学前の授業科目の履修等	<p>(入学前の授業科目の履修等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専修学校の専門課程における授業科目の履修(第14条の規定により行った授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行った前条第3項及び第5項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第9条第2項並びに前条第3項及び第5項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を越えないものとする。</p>	<p>(入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第16条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(次条の規定により修得した単位を含む。)を当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。</p> <p>3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び前条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年数が2年の短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては46単位(第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては30単位)を越えないものとする。この場合において、第14条第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年数が2年の短期大学にあっては45単位、修業年限が3年の短期大学にあっては53単位(第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては45単位)を越えないものとする。</p>	<p>(入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第30条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第31条の規定により修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。</p> <p>3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第28条第1項及び第2項並びに前条第1項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を越えないものとする。</p>

VIII 情報公開

VIII 情報公開

- 介護福祉士養成施設については、今後、その入学希望者が自らの希望に応じて適切な選択ができるよう、必要な情報を提供していくことが重要であり、こうした観点に立って一定の内容について、新たに情報開示を義務付けていくこととする。

1. 現行の要件

- 現行の介護福祉士養成施設の指定基準においては、情報開示に係る具体的な規定は定められていないところ。
- しかしながら、平成18年7月に取りまとめられた介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書「これからの介護を支える人材について」においては、次のとおり提言がなされているところ。

- ・ 養成施設の施設設備等については、現在、必要な教室、教育用器具機材、図書の整備など項目ごとに詳細に定められている。しかしながら、今後、教育内容の見直しに合わせ、養成施設入学希望者等への情報提供を図る観点から、施設設備の整備状況の情報を提供することを前提として、関係者の意見も十分踏まえつつ、必要な規制緩和や要件の弾力化を検討すべきである。
- ・ 養成施設入学希望者が養成施設を選択できるよう、養成施設が教育内容(カリキュラム、シラバス、教科書等)、教員のプロフィール、施設設備の整備状況、実習先等について、情報提供をすることが重要である。

※ なお、ワムネットにおいては、ワムネットに加入する養成施設の任意で所定のフォーマットにより、情報を開示しているところ。(→p.73)

2. 他制度の状況

(1) 保健師助産師看護師学校養成所・理学療法士作業療法士養成施設



指定基準において、情報開示に係る具体的な規定は定められていない。

(2) 訪問介護員養成研修事業者・介護支援専門員研修事業者



指定基準において、情報開示に係る具体的な規定は定められていない。

(3) 介護職員基礎研修事業者



指定基準(「介護員養成研修の取扱細則について」平成18年6月20日付け老振発06200001号老健局振興課長通知)において、情報開示に係る規定が次のとおり定められている。

- ・ 研修事業者は、教育体制(講師、設備等)、教育内容(シラバス、演習手法、教材等)、実績情報、受講者や事業者(研修修了者の雇用者)からの評価等の情報項目(別表4「研修機関が公表すべき情報の内訳」)を自らホームページ上などにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めること。また、研修事業者の指定を行う都道府県は、研修事業者による情報の開示が適切に行われているか、研修事業者の実態と開示内容とに齟齬がないかを定期的に確認すること。

(4) 介護サービス事業者



介護サービス事業者については、介護保険法において一定の内容の情報について公表しなければならないことが規定されており、これを適切に行わなかった場合、指定の取消事由に該当することとなる。